

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月25日

【四半期会計期間】 第88期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社武蔵野銀行

【英訳名】 The Musashino Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 加藤喜久雄

【本店の所在の場所】 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

【電話番号】 (048)641局6111(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 長堀和正

【最寄りの連絡場所】 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

【電話番号】 (048)641局6111(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 長堀和正

【縦覧に供する場所】 株式会社武蔵野銀行東京支店  
(東京都千代田区内神田二丁目15番9号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	47,528	44,388	41,013	89,062	85,683
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	3,403	2,505	5,770	8,012	6,434
連結中間純利益	百万円	2,096	1,368	2,712		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				4,397	3,554
連結純資産額	百万円	157,820	154,206	161,159	147,795	156,687
連結総資産額	百万円	3,416,071	3,532,564	3,613,673	3,442,506	3,571,535
1株当たり純資産額	円	4,525.80	4,444.97	4,631.27	4,259.85	4,508.54
1株当たり 中間純利益金額	円	61.36	40.35	80.01		
1株当たり 当期純利益金額 (は1株当たり 当期純損失金額)	円				129.04	104.82
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.52	4.26	4.34	4.19	4.28
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.58	10.47	10.82	10.19	10.58
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,299	37,560	54,650	62,590	90,131
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,163	40,761	47,541	48,716	95,702
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,842	1,026	1,023	3,661	2,046
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	72,678	49,892	52,587	54,120	46,502
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,206 [1,093]	2,291 [1,107]	2,324 [1,057]	2,179 [1,105]	2,253 [1,101]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。  
3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。  
4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
6 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	41,823	39,024	35,840	78,100	75,035
経常利益 (は経常損失)	百万円	3,015	2,604	5,620	8,115	6,662
中間純利益	百万円	2,084	1,600	3,040		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				4,114	4,133
資本金	百万円	45,743	45,743	45,743	45,743	45,743
発行済株式総数	千株	34,455	34,455	34,455	34,455	34,455
純資産額	百万円	153,655	150,292	157,274	143,791	152,787
総資産額	百万円	3,397,600	3,515,498	3,597,951	3,423,388	3,554,216
預金残高	百万円	3,079,391	3,265,256	3,347,271	3,174,699	3,300,504
貸出金残高	百万円	2,647,177	2,693,860	2,726,269	2,726,166	2,723,348
有価証券残高	百万円	504,130	498,586	594,299	465,979	567,484
1株当たり配当額	円	30	30	30	60	60
自己資本比率	%	4.52	4.27	4.37	4.20	4.29
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.40	10.39	10.73	10.10	10.50
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,028 [971]	2,103 [979]	2,136 [936]	1,999 [978]	2,073 [974]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,324 [1,057]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、臨時従業員1,043人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,136 [936]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、臨時従業員932人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当行の従業員組合は、武蔵野銀行従業員組合と称し、組合員数は1,744人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。  
4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員数12人は従業員数に含まれております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)の国内経済は、景気の先行きに慎重な見方が多い中、当行の経営基盤であります埼玉県経済におきましても、生産活動の回復基調は持続しつつも、個人消費や生産活動の先行きに不透明感が残る状況となりました。

このような状況の下、当第2四半期連結会計期間の財政状態・経営成績の状況は、以下のとおりとなりました。

#### ・財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比421億円増加し3兆6,136億円、純資産は前連結会計年度末比44億円増加し1,611億円となりました。

主要な勘定残高は、預金が個人・法人共に順調な増加により前連結会計年度末比462億円増加し3兆3,404億円、貸出金が個人ローンを中心に前連結会計年度末比27億円増加し2兆7,179億円、有価証券が国債、地方債の増加を中心に前連結会計年度末比261億円増加し5,957億円となりました。

#### ・経営成績

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)の経常収益は、市場金利の低下を背景に資金運用収益が減少したことに加え、国債等債券売却益や株式等売却益など有価証券関係損益の減少等により、前年同四半期比32億30百万円減少し198億12百万円となりました。また、経常費用は、資金調達費用や営業経費及び与信関係費用等の減少から前年同四半期比44億72百万円減少し176億91百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同四半期比12億42百万円増加し21億21百万円、当四半期純利益は前年同四半期比2億78百万円増加し7億77百万円となりました。

#### ・報告セグメントの業績

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)の報告セグメントの業績は、以下のとおりとなりました。

##### [銀行業]

当第2四半期連結会計期間の銀行業セグメントは、経常収益が172億53百万円、セグメント利益が19億71百万円となりました。

##### [リース業]

当第2四半期連結会計期間のリース業セグメントは、経常収益が21億15百万円、セグメント利益が2億72百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門が126億7百万円、国際業務部門が1億69百万円となり合計で127億77百万円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門が12億24百万円、国際業務部門が10百万円となり合計で12億35百万円となりました。また、その他業務収支は、国内業務部門が30百万円、国際業務部門が89百万円となり合計で1億20百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	12,339	92		12,431
	当第2四半期連結会計期間	12,607	169		12,777
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	14,677	126	40	25 14,738
	当第2四半期連結会計期間	14,257	198	31	17 14,406
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	2,338	33	40	25 2,306
	当第2四半期連結会計期間	1,649	28	31	17 1,629
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,255	10	0	1,266
	当第2四半期連結会計期間	1,224	10	0	1,235
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,400	17	157	2,260
	当第2四半期連結会計期間	2,399	19	170	2,248
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,144	7	157	994
	当第2四半期連結会計期間	1,175	8	170	1,013
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,594	50		1,645
	当第2四半期連結会計期間	30	89		120
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	2,486	50		2,536
	当第2四半期連結会計期間	863	91		955
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	891			891
	当第2四半期連結会計期間	833	1		835

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間1百万円、当第2四半期連結会計期間0百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
- 4 国内・国際業務部門別収支の相殺消去額は、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引により相殺消去した金額であります。

## 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門が預金・貸出業務、為替業務を中心に23億99百万円、国際業務部門が19百万円となり、内部取引による1億70百万円を相殺消去した結果、合計で22億48百万円となりました。

一方、当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用は、国内業務部門が11億75百万円、国際業務部門が8百万円となり、内部取引による1億70百万円を相殺消去した結果、合計で10億13百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,400	17	157	2,260
	当第2四半期連結会計期間	2,399	19	170	2,248
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	723			723
	当第2四半期連結会計期間	677			677
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	575	17		593
	当第2四半期連結会計期間	564	19		584
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	264			264
	当第2四半期連結会計期間	277			277
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	419			419
	当第2四半期連結会計期間	447			447
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	8			8
	当第2四半期連結会計期間	7			7
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	410	0	157	252
	当第2四半期連結会計期間	425	0	170	254
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,144	7	157	994
	当第2四半期連結会計期間	1,175	8	170	1,013
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	130	7		137
	当第2四半期連結会計期間	131	8		140

(注) 役務取引等収益・費用における相殺消去額は、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引により相殺消去した金額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	3,253,366	11,890	6,974	3,258,281
	平成22年9月30日	3,331,329	15,941	6,772	3,340,498
うち流動性預金	平成21年9月30日	1,522,317		6,785	1,515,531
	平成22年9月30日	1,579,739		6,583	1,573,156
うち定期性預金	平成21年9月30日	1,706,239		189	1,706,050
	平成22年9月30日	1,730,452		189	1,730,263
うちその他	平成21年9月30日	24,809	11,890		36,699
	平成22年9月30日	21,137	15,941		37,079
譲渡性預金	平成21年9月30日	17,348		3,000	14,348
	平成22年9月30日	13,966		3,000	10,966
総合計	平成21年9月30日	3,270,714	11,890	9,974	3,272,629
	平成22年9月30日	3,345,296	15,941	9,772	3,351,465

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 預金及び譲渡性預金の相殺消去額は、当行と連結子会社間の内部取引により相殺消去した金額であります。



国内貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,683,953	100.00	2,717,907	100.00
製造業	313,847	11.69	291,869	10.74
農業, 林業	2,171	0.08	2,413	0.09
漁業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4,847	0.18	4,607	0.17
建設業	152,145	5.67	139,813	5.14
電気・ガス・熱供給・水道業	13,833	0.52	15,637	0.58
情報通信業	8,621	0.32	7,371	0.27
運輸業, 郵便業	89,453	3.33	90,905	3.34
卸売業, 小売業	241,516	9.00	230,047	8.46
金融業, 保険業	55,549	2.07	71,097	2.62
不動産業, 物品賃貸業	508,061	18.93	526,296	19.36
各種サービス業	208,449	7.77	197,317	7.26
地方公共団体	132,858	4.95	150,257	5.53
その他	952,601	35.49	990,276	36.44
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	2,683,953		2,717,907	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社で、特別国際金融取引勘定分を除くものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりとなりました。

[ 営業活動によるキャッシュ・フロー ]

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等の減少、預金の減少、貸出金の増加等により、7億77百万円の資金減少(前年同四半期比205億68百万円増加)となりました。

[ 投資活動によるキャッシュ・フロー ]

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の運用減少を主因に124億18百万円の資金増加(前年同四半期比32億49百万円減少)となりました。

[ 財務活動によるキャッシュ・フロー ]

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により1百万円の資金減少(前年同四半期比0百万円増加)となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の「現金及び現金同等物」残高は、第1四半期連結会計期間末比116億39百万円増加し全体で525億87百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題については、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	28,627	27,987	639
経費(除く臨時処理分)	18,065	17,942	123
人件費	9,077	9,213	135
物件費	8,024	7,802	222
税金	963	926	36
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	10,562	10,045	516
一般貸倒引当金繰入額	2,331	973	1,358
業務純益	8,230	9,072	841
うち債券関係損益	262	1,388	1,650
臨時損益	5,626	3,451	2,175
株式関係損益	450	996	1,446
不良債権処理損失	5,121	2,467	2,654
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	5,114	1,930	3,184
偶発損失引当金繰入額		52	52
その他の債権売却損等	7	484	476
その他臨時損益	955	12	967
経常利益	2,604	5,620	3,016
特別損益	346	288	58
うち貸倒引当金戻入益		492	492
うち償却債権取立益	353	304	49
うち固定資産処分損益	6	23	16
うち減損損失		16	16
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		469	469
税引前中間純利益	2,951	5,909	2,957
法人税、住民税及び事業税	2,550	1,203	1,346
法人税等調整額	1,199	1,665	2,864
法人税等合計	1,351	2,868	1,517
中間純利益	1,600	3,040	1,439

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7 当中間会計期間から、従来その他臨時損益に計上していた保証協会責任共有制度負担金等をその他の債権売却損等に含めて記載しております。このため、当中間会計期間の不良債権処理損失、その他の債権売却損等がそれぞれ462百万円増加、その他臨時損益についても同額増加しております。

なお、上記変更を考慮した場合の前中間会計期間の不良債権処理損失、その他の債権売却損等及びその他臨時損益は、それぞれ589百万円増加し、不良債権処理損失は5,711百万円、その他の債権売却損等は597百万円、その他の臨時損益は365百万円となります。

また、上記変更を考慮した場合の不良債権処理損失の増減は 3,244百万円、その他の債権売却損等の増減は 112百万円、その他臨時損益の増減は378百万円となります。

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.76	1.66	0.10
(イ)貸出金利回	1.95	1.86	0.09
(ロ)有価証券利回	1.16	1.14	0.02
(2) 資金調達原価	1.37	1.25	0.12
(イ)預金等利回	0.20	0.12	0.08
(ロ)外部負債利回	2.01	1.60	0.41
(3) 総資金利鞘	0.39	0.41	0.02

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	14.32	12.92	1.40
業務純益ベース	11.16	11.67	0.51
中間純利益ベース	2.17	3.91	1.74

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	3,265,256	3,347,271	82,014
預金(平残)	3,222,030	3,339,397	117,367
貸出金(末残)	2,693,860	2,726,269	32,408
貸出金(平残)	2,688,875	2,699,345	10,469

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,449,715	2,494,050	44,335
法人	815,540	853,220	37,679
合計	3,265,256	3,347,271	82,014

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,098,624	1,155,544	56,919
住宅ローン残高	757,167	793,434	36,266
その他ローン残高	341,456	362,109	20,653

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,185,420	2,183,432	1,988
総貸出金残高	百万円	2,693,860	2,726,269	32,408
中小企業等貸出金比率	/ %	81.12	80.08	1.04
中小企業等貸出先件数	件	109,178	109,127	51
総貸出先件数	件	109,685	109,631	54
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.53	99.54	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	79	297	59	199
保証	1,064	12,789	896	11,889
計	1,143	13,086	955	12,088

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	45,743	45,743
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	39,438	39,438
	利益剰余金	60,127	62,992
	自己株式( )	2,047	2,053
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	1,017	1,017
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	3,458	4,104
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )	90	72
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )			
計 (A)	145,612	149,136	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	5,668	5,668
	一般貸倒引当金	16,668	17,386
	負債性資本調達手段等	34,500	34,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	34,500	34,500
	計	56,837	57,555
うち自己資本への算入額 (B)	51,947	51,769	
控除項目	控除項目(注4) (C)	92	23

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	197,467	200,881
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,750,013	1,724,705
	オフ・バランス取引等項目	20,520	18,516
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,770,533	1,743,221
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	114,088	112,862
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,127	9,029
	計(E) + (F) (H)	1,884,621	1,856,084
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100(%)		10.47	10.82
(参考) Tier 1 比率 = (A)/(H) × 100(%)		7.72	8.03

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	45,743	45,743
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	38,351	38,351
	その他資本剰余金	1,087	1,087
	利益準備金	10,087	10,087
	その他利益剰余金	49,597	53,136
	その他		
	自己株式( )	2,047	2,053
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )	1,017	1,017
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		
	計 (A)	141,802	145,336
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	5,668	5,668
	一般貸倒引当金	14,247	14,361
	負債性資本調達手段等	34,500	34,500
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	34,500	34,500
	計	54,415	54,529
うち自己資本への算入額 (B)	51,809	51,631	
控除項目	控除項目(注4) (C)	92	23
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	193,519	196,944	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,732,106	1,706,919
	オフ・バランス取引等項目	20,426	18,462
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,752,532	1,725,381
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	109,933	108,751
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,794	8,700
計(E) + (F) (H)	1,862,466	1,834,133	
単体自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100(%)		10.39	10.73
(参考) Tier 1 比率 = (A)/(H) × 100(%)		7.61	7.92

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	273	217
危険債権	325	344
要管理債権	173	156
正常債権	26,406	26,756

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,455,456	34,455,456	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株でありま す。
計	34,455,456	34,455,456		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		34,455,456		45,743,933,461		38,351,202,047

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 7 1	1,818,987	5.27
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 8 11	1,696,800	4.92
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1 8 11	1,196,100	3.47
武蔵野銀行従業員持株会	さいたま市大宮区桜木町1 10 8	763,387	2.21
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2 1 1	735,858	2.13
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7 18 24	702,900	2.04
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 11 3	654,200	1.89
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1 26 1	651,900	1.89
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 6 6	540,222	1.56
株式会社みずほコーポレート銀 行	東京都千代田区丸の内1 3 3	533,422	1.54
計		9,293,776	26.97

- (注) 1 割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2 上記のほか当行所有の自己株式545,854株(1.58%)があります。  
3 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 1,122,900株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 1,162,500株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)    | 588,900株   |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 545,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,725,300	337,253	
単元未満株式	普通株式 184,356		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	34,455,456		
総株主の議決権		337,253	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,400株(議決権14個)含まれております。

2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式54株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社武蔵野銀行	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	545,800		545,800	1.58
計		545,800		548,800	1.58

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,830	2,807	2,582	2,648	2,711	2,719
最低(円)	2,626	2,418	2,334	2,374	2,401	2,520

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。  
なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	53,111	54,324	48,068
コールローン及び買入手形	171,302	126,923	131,364
買入金銭債権	12,593	12,198	13,887
商品有価証券	401	498	429
金銭の信託	1,501	1,498	1,500
有価証券	1, 7, 13 498,942	1, 7, 13 595,721	1, 7, 13 569,536
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,683,953	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,717,907	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,715,108
外国為替	6 3,120	6 1,008	6 2,104
リース債権及びリース投資資産	7 16,429	7 15,578	7 16,151
その他資産	7 45,769	7 45,637	7 27,876
有形固定資産	9, 10 35,632	9, 10 35,268	9, 10 35,435
無形固定資産	2,307	2,575	2,039
繰延税金資産	21,388	17,758	20,936
支払承諾見返	13,086	12,088	12,200
貸倒引当金	26,976	25,314	25,106
<b>資産の部合計</b>	<b>3,532,564</b>	<b>3,613,673</b>	<b>3,571,535</b>
<b>負債の部</b>			
預金	3,258,281	3,340,498	3,294,227
譲渡性預金	14,348	10,966	13,130
借入金	7, 11 29,037	7, 11 27,074	7, 11 28,218
外国為替	98	193	172
社債	12 18,000	12 18,000	12 18,000
その他負債	32,073	29,372	35,395
賞与引当金	1,267	1,270	1,273
役員賞与引当金	10	7	22
退職給付引当金	5,675	5,692	5,706
役員退職慰労引当金	299	252	324
利息返還損失引当金	103	106	88
睡眠預金払戻損失引当金	370	308	383
ポイント引当金	62	58	60
偶発損失引当金	-	980	-
再評価に係る繰延税金負債	9 5,641	9 5,641	9 5,641
支払承諾	13,086	12,088	12,200
<b>負債の部合計</b>	<b>3,378,358</b>	<b>3,452,513</b>	<b>3,414,847</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	45,743	45,743	45,743
資本剰余金	39,438	39,438	39,438
利益剰余金	60,127	62,992	61,296
自己株式	2,047	2,053	2,050
<b>株主資本合計</b>	<b>143,262</b>	<b>146,121</b>	<b>144,428</b>
その他有価証券評価差額金	2,092	6,082	3,143
繰延ヘッジ損益	1,572	2,115	1,639
土地再評価差額金	9 6,955	9 6,955	9 6,955
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>7,474</b>	<b>10,922</b>	<b>8,458</b>
少数株主持分	3,468	4,115	3,800
<b>純資産の部合計</b>	<b>154,206</b>	<b>161,159</b>	<b>156,687</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>3,532,564</b>	<b>3,613,673</b>	<b>3,571,535</b>

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	44,388	41,013	85,683
資金運用収益	29,933	29,357	59,676
(うち貸出金利息)	26,501	25,387	52,527
(うち有価証券利息配当金)	3,116	3,735	6,560
役務取引等収益	4,643	5,005	9,280
その他業務収益	3,006	1,829	5,156
その他経常収益	6,805	4,820	11,569
経常費用	41,883	35,242	79,248
資金調達費用	4,592	3,578	8,738
(うち預金利息)	3,328	2,113	6,095
役務取引等費用	1,953	2,005	3,924
その他業務費用	1,299	1,489	3,452
営業経費	19,217	18,692	37,833
その他経常費用	14,820 <sup>1</sup>	9,476 <sup>1</sup>	25,300 <sup>1</sup>
経常利益	2,505	5,770	6,434
特別利益	356	814	1,211
貸倒引当金戻入益	-	492	-
償却債権取立益	353	304	1,197
その他の特別利益	2	17	13
特別損失	6	505	45
固定資産処分損	6	23	33
減損損失	-	16 <sup>2</sup>	12 <sup>2</sup>
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	465	-
税金等調整前中間純利益	2,854	6,080	7,600
法人税、住民税及び事業税	2,943	1,525	5,332
法人税等調整額	1,506	1,510	1,655
法人税等合計	1,437	3,036	3,677
少数株主損益調整前中間純利益		3,043	
少数株主利益	49	330	368
中間純利益	1,368	2,712	3,554



(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	45,743	45,743	45,743
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	45,743	45,743	45,743
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	39,438	39,438	39,438
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	-	0
当中間期変動額合計	0	-	0
当中間期末残高	39,438	39,438	39,438
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	59,776	61,296	59,776
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,368	2,712	3,554
当中間期変動額合計	350	1,695	1,520
当中間期末残高	60,127	62,992	61,296
<b>自己株式</b>			
前期末残高	2,042	2,050	2,042
当中間期変動額			
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	1
当中間期変動額合計	5	2	8
当中間期末残高	2,047	2,053	2,050
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	142,916	144,428	142,916
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,368	2,712	3,554
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	0
当中間期変動額合計	345	1,692	1,511
当中間期末残高	143,262	146,121	144,428

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,990	3,143	3,990
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,082	2,939	7,133
当中間期変動額合計	6,082	2,939	7,133
当中間期末残高	2,092	6,082	3,143
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,414	1,639	1,414
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	158	475	225
当中間期変動額合計	158	475	225
当中間期末残高	1,572	2,115	1,639
土地再評価差額金			
前期末残高	6,955	6,955	6,955
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	6,955	6,955	6,955
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,550	8,458	1,550
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,924	2,463	6,908
当中間期変動額合計	5,924	2,463	6,908
当中間期末残高	7,474	10,922	8,458
少数株主持分			
前期末残高	3,328	3,800	3,328
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	140	314	471
当中間期変動額合計	140	314	471
当中間期末残高	3,468	4,115	3,800
純資産合計			
前期末残高	147,795	156,687	147,795
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,368	2,712	3,554
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,064	2,778	7,380
当中間期変動額合計	6,410	4,471	8,892
当中間期末残高	154,206	161,159	156,687

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	2,854	6,080	7,600
減価償却費	1,213	1,270	2,525
減損損失	-	16	12
のれん償却額	-	9	9
貸倒引当金の増減( )	2,152	207	282
賞与引当金の増減額( は減少)	77	2	71
役員賞与引当金の増減額( は減少)	8	15	3
退職給付引当金の増減額( は減少)	51	14	20
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	50	72	75
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	25	17	10
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	43	75	56
ポイント引当金の増減額( は減少)	1	1	3
偶発損失引当金の増減額( は減少)	-	980	-
資金運用収益	29,933	29,357	59,676
資金調達費用	4,592	3,578	8,738
有価証券関係損益( )	713	2,388	1,231
金銭の信託の運用損益( は運用益)	1	0	4
為替差損益( は益)	250	91	540
固定資産処分損益( は益)	6	23	33
商品有価証券の純増( )減	883	69	855
貸出金の純増( )減	33,528	2,798	2,374
預金の純増減( )	88,393	46,271	124,339
譲渡性預金の純増減( )	8,360	2,163	9,578
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	216	1,143	602
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	2,100	171	447
コールローン等の純増( )減	83,373	6,130	44,729
外国為替(資産)の純増( )減	671	1,096	344
外国為替(負債)の純増減( )	70	20	144
資金運用による収入	30,140	29,824	60,133
資金調達による支出	4,401	4,095	9,128
その他	335	1,467	3,339
<b>小計</b>	<b>34,395</b>	<b>59,494</b>	<b>87,306</b>
法人税等の還付額	3,417	-	3,427
法人税等の支払額	252	4,844	603
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>37,560</b>	<b>54,650</b>	<b>90,131</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	246,413	239,347	520,732
有価証券の売却による収入	165,764	157,254	355,384
有価証券の償還による収入	40,626	36,085	71,333
金銭の信託の増加による支出	2	-	2
金銭の信託の減少による収入	-	0	-
有形固定資産の取得による支出	404	373	1,069
無形固定資産の取得による支出	332	1,158	615
資産除去債務の履行による支出	-	3	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>40,761</b>	<b>47,541</b>	<b>95,702</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額	1,017	1,017	2,034
少数株主への配当金の支払額	3	3	3
自己株式の取得による支出	5	2	9
自己株式の売却による収入	0	-	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,026</b>	<b>1,023</b>	<b>2,046</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額( は減少)</b>	<b>4,227</b>	<b>6,084</b>	<b>7,618</b>
現金及び現金同等物の期首残高	54,120	46,502	54,120
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 49,892	1 52,587	1 46,502

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 ぶぎんビジネスサー ビス株式会社 ぶぎん保証株式会社 ぶぎん総合リース株 式会社 ぶぎんシステムサー ビス株式会社 株式会社ぶぎん地域 経済研究所 株式会社ぶぎんキャ ピタル むさしのカード株式 会社</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 会社名 むさしの地域活性化 ファンド投資事業有 限責任組合 むさしの地域活性化 ファンド2号投資事 業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純損 益(持分に見合う額)、利 益剰余金(持分に見合う 額)及び繰延ヘッジ損益 (持分に見合う額)等から みて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状 態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない 程度に重要性が乏しいた め、連結の範囲から除外 しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 会社名 むさしの地域活性化 ファンド投資事業有 限責任組合 むさしの地域活性化 ファンド2号投資事 業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期純損 益(持分に見合う額)、利 益剰余金(持分に見合う 額)及び繰延ヘッジ損益 (持分に見合う額)等から みて、連結の範囲から除 いても企業集団の財政状 態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない 程度に重要性が乏しいた め、連結の範囲から除外 しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 むさしの地域活性化ファンド投資事業有限責任組合 むさしの地域活性化ファンド2号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	同左	持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 むさしの地域活性化ファンド投資事業有限責任組合 むさしの地域活性化ファンド2号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。  (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左  (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左  (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(口)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(口) 同左	(口) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左  無形固定資産(リース資産を除く) 同左  リース資産 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。  無形固定資産(リース資産を除く) 同左  リース資産 同左

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,891百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,011百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,873百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。



	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当中間連結会計期間末残高には、執行役員分85百万円が含まれております。</p>	<p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当中間連結会計期間末残高には、執行役員分94百万円が含まれております。</p>	<p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当連結会計年度末残高には、執行役員分98百万円が含まれております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>当行の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>当行の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	(10)利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。	(10)利息返還損失引当金の計上基準 同左	(10)利息返還損失引当金の計上基準 同左
	(11)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし利益計上した睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を計上しております。	(11)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(11)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(12)ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(12)ポイント引当金の計上基準 同左	(12)ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの将来の利用による負担に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
		<p>(13)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>将来の信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等に対する引当金は、従来、貸倒引当金として計上しておりましたが、引当率を見積もるための実績データが整備され、より実態に即した将来の支払見込額を把握することが可能となったことから、当中間連結会計期間から負債の部に「偶発損失引当金」として計上することとしております。これにより、経常利益は52百万円減少し、税金等調整前中間純利益は440百万円増加しております。</p>	
	<p>(14)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(14)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(14)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(15)リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側)</p> <p>リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は91百万円増加しております。</p>	<p>(15)リース取引の処理方法 (貸手側)</p> <p>リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は125百万円増加しております。</p>	<p>(15)リース取引の処理方法 (貸手側)</p> <p>リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は200百万円増加しております。</p>
	<p>(16)収益及び費用の計上基準</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準</p> <p>リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>	<p>(16)収益及び費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(16)収益及び費用の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行では、主に、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクの回避を目的として、各取引毎のヘッジ対象に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。また、複数のヘッジ対象に対してデリバティブ取引を行う「包括ヘッジ」を実施しております。ヘッジ会計の方法は、貸出金等については繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>また、当行のリスク管理方針に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかを検証し、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、当行と同様の方法によっております。</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末日において通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等はありません。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
		<p>(18)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(19)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(19)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(19)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>		<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は14百万円、税金等調整前中間純利益は480百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は669百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年 3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ28百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>



【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金663百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は17,840百万円、延滞債権額は44,114百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は253百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,131百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金520百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,249百万円、延滞債権額は46,567百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は29百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,424百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金558百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,853百万円、延滞債権額は42,643百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は76百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,768百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は80,340百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,717百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>1,684百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2,218百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>70百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>借入金</td> <td>2,874百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,633百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,896百万円であります。</p>	リース投資資産	1,684百万円	その他資産	2,218百万円	有価証券	70百万円	借入金	2,874百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,270百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,810百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>816百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,458百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>借入金</td> <td>970百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,908百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,731百万円であります。</p>	リース投資資産	816百万円	その他資産	1,458百万円	有価証券	40百万円	借入金	970百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,342百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,524百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>1,179百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,424百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>40百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>借入金</td> <td>1,268百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,169百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,786百万円であります。</p>	リース投資資産	1,179百万円	その他資産	1,424百万円	有価証券	40百万円	借入金	1,268百万円
リース投資資産	1,684百万円																									
その他資産	2,218百万円																									
有価証券	70百万円																									
借入金	2,874百万円																									
リース投資資産	816百万円																									
その他資産	1,458百万円																									
有価証券	40百万円																									
借入金	970百万円																									
リース投資資産	1,179百万円																									
その他資産	1,424百万円																									
有価証券	40百万円																									
借入金	1,268百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、248,776百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが215,203百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が264,575百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、234,909百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,846百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が272,029百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、247,748百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが214,649百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が269,511百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>9 同左</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">9,790百万円</p>
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,002百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">24,146百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">23,583百万円</p>
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>
<p>12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>12 同左</p>	<p>12 同左</p>
<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は8,545百万円であります。</p>	<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,899百万円であります。</p>	<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,745百万円であります。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却10百万円、貸倒引当金繰入額8,863百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額43百万円、株式等売却損156百万円、株式等償却1,066百万円及びリース原価2,865百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却 8 百万円、貸倒引当金繰入額 4,124百万円、偶発損失引当金繰入額52百万円、その他の債権売却損等484百万円、株式等売却損90百万円、株式等償却918百万円及びリース原価2,795百万円を含んでおります。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、当行は埼玉県内の営業用店舗について減損損失を計上しております。</p> <p>この営業用店舗は賃借店舗であり、営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能価額(備忘価額)まで減額し、当該減少額16百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>営業用店舗については継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としており、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価及び不動産鑑定評価基準に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却39百万円、貸倒引当金繰入額14,074百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額56百万円、株式等売却損588百万円、株式等償却1,453百万円及びリース原価5,672百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において、当行は埼玉県内の営業用店舗について減損損失を計上しております。</p> <p>この営業用店舗は賃借店舗であり、営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能価額(備忘価額)まで減額し、当該減少額12百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>営業用店舗については継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としており、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価及び不動産鑑定評価基準に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,455			34,455	
合計	34,455			34,455	
自己株式					
普通株式	541	1	0	543	(注)
合計	541	1	0	543	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,017	30	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,017	利益剰余金	30	平成21年 9月30日	平成21年 12月10日

当中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,455			34,455	
合 計	34,455			34,455	
自己株式					
普通株式	544	1		545	(注)
合 計	544	1		545	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,017	30	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,017	利益剰余金	30	平成22年 9月30日	平成22年 12月10日



前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,455			34,455	
合計	34,455			34,455	
自己株式					
普通株式	541	3	0	544	(注)
合計	541	3	0	544	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,017	30	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	1,017	30	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,017	利益剰余金	30	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成21年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>53,111</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>3,219</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>49,892</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	53,111	日本銀行以外の預け金	3,219	現金及び現金同等物	<u>49,892</u>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>54,324</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>1,737</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>52,587</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	54,324	日本銀行以外の預け金	1,737	現金及び現金同等物	<u>52,587</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>平成22年 3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>48,068</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外の預け金</td> <td>1,566</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>46,502</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	48,068	日本銀行以外の預け金	1,566	現金及び現金同等物	<u>46,502</u>
現金預け金勘定	53,111																			
日本銀行以外の預け金	3,219																			
現金及び現金同等物	<u>49,892</u>																			
現金預け金勘定	54,324																			
日本銀行以外の預け金	1,737																			
現金及び現金同等物	<u>52,587</u>																			
現金預け金勘定	48,068																			
日本銀行以外の預け金	1,566																			
現金及び現金同等物	<u>46,502</u>																			

(リース取引関係)  
(借手側)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>

(貸手側)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 18,290百万円 見積残存価額部分 1,075百万円 受取利息相当額 2,936百万円 リース投資資産 16,429百万円</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 17,057百万円 見積残存価額部分 857百万円 受取利息相当額 2,336百万円 リース投資資産 15,578百万円</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 17,842百万円 見積残存価額部分 942百万円 受取利息相当額 2,633百万円 リース投資資産 16,151百万円</p>
<p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結貸借対照表日後の回収予定額 1年以内 5,810百万円 1年超2年以内 4,694百万円 2年超3年以内 3,508百万円 3年超4年以内 2,290百万円 4年超5年以内 1,254百万円 5年超 731百万円 合計 18,290百万円</p>	<p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結貸借対照表日後の回収予定額 1年以内 5,586百万円 1年超2年以内 4,412百万円 2年超3年以内 3,178百万円 3年超4年以内 2,122百万円 4年超5年以内 1,118百万円 5年超 639百万円 合計 17,057百万円</p>	<p>(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結貸借対照表日後の回収予定額 1年以内 5,754百万円 1年超2年以内 4,558百万円 2年超3年以内 3,377百万円 3年超4年以内 2,225百万円 4年超5年以内 1,225百万円 5年超 701百万円 合計 17,842百万円</p>
<p>(3) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりであります。 中間連結貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料 9百万円 中間連結貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料 1百万円</p>	<p>(3) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりであります。 中間連結貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料 0百万円 中間連結貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料 百万円</p>	<p>(3) オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりであります。 連結貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料 7百万円 連結貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料 0百万円</p>

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	54,324	54,324	0
(2) コールローン及び買入手形	126,923	126,923	
(3) 買入金銭債権(*1)	12,177	12,198	20
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	498	498	
(5) 金銭の信託	1,498	1,498	
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	19,733	20,236	502
その他有価証券	570,710	570,710	
(7) 貸出金	2,717,907		
貸倒引当金(*1)	18,744		
	2,699,162	2,729,263	30,101
資産計	3,485,029	3,515,654	30,624
(1) 預金	3,340,498	3,342,526	2,027
(2) 譲渡性預金	10,966	10,969	3
(3) 借入金	27,074	27,173	99
(4) 社債	18,000	18,177	177
負債計	3,396,539	3,398,847	2,308
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(258)	(258)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,554)	(4,265)	(710)
デリバティブ取引計	(3,812)	(4,523)	(710)

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のあ  
る預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価  
値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(3ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ま  
た、ファクタリングについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された  
価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式  
は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表さ  
れている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が3ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大  
きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が  
3ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行っ  
た場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保  
証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見  
積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額  
に近似しており、当該価額をもって時価としております。

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きい場合、市場価格が公  
正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が2,098百万円増加、「繰延税金  
資産」が849百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,248百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引  
いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、固定約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	3,882
組合出資金(*3)(*4)	1,394
合計	5,276

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について28百万円減損処理を行っております。

(\*3) 当中間連結会計期間において、組合出資金について68百万円減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行及び連結子会社7社で構成され、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、有価証券業務のほか、現金等精査整理事務、リース業務など金融サービスにかかる業務を行っております。

当行においては、預金や譲渡性預金のほか、劣後特約付借入金・社債などによる資金調達を行い、その一方でそれら調達した資金を貸出金や有価証券投資等で運用しているため、金融資産及び金融負債を適切に管理・コントロールする総合的な管理(A L M)を行っております。

また、これら業務を行っていく上で生じる様々なリスクに対し、当行では「統合的リスク管理規程」を定め、直面するリスクに関して、各リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照する自己管理型のリスク管理を行っております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当決算日現在における貸出金のうち、80.9%は中小企業等に対するものであり、個人・中小企業を巡る経済環境等の状況の変化により、貸出条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結子会社でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方で、預金や譲渡性預金及び劣後特約付借入金・社債などは、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の調達においては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、A L Mの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクの回避を目的としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しておりますが、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスクに晒されております。

これらのリスクに対し、当行では、「統合的リスク管理」において、経済・金融情勢等の変化に対応できるよう様々なリスクを統合的に把握し、経営体力に応じた適正な範囲・規模で管理・コントロールするとともに、リスク・リターンとの関係を踏まえた適切な管理運営を行っております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当行は、与信業務に関する管理規程及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定・管理、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業関連部門及び営業部門から独立した本部貸出承認部門により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審査・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、資産監査部門が監査しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### 市場リスクの管理

##### ( )金利リスクの管理

当行は、A L M委員会において金利の変動リスクを管理しております。また、市場リスク管理に関する規程及び要領等により、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会において決定された内部管理方針に基づき、A L M委員会においてリスクの状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

リスク管理部門は、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでA L M委員会、取締役会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするため金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

##### ( )為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクを減殺する目的で、通貨スワップ、為替予約等を利用しております。

##### ( )価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品のリスクについては、内部管理方針に基づき、A L M委員会、取締役会の監督の下で管理しております。当行が保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、総合企画部門等が取引先の市場環境や財務状況などを定期的にモニタリングしております。

##### ( )デリバティブ取引

金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	48,068	48,068	0
(2) コールローン及び買入手形	131,364	131,364	
(3) 買入金銭債権(*1)	13,863	13,887	23
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	429	429	
(5) 金銭の信託	1,500	1,500	
(6) 有価証券 満期保有目的の債券	21,179	21,546	366
其他有価証券	542,884	542,884	
(7) 貸出金 貸倒引当金(*1)	2,715,108 19,101		
	2,696,007	2,717,969	21,962
資産計	3,455,297	3,477,649	22,352
(1) 預金	3,294,227	3,296,505	2,278
(2) 譲渡性預金	13,130	13,136	6
(3) 借入金	28,218	28,274	56
(4) 社債	18,000	18,207	207
負債計	3,353,575	3,356,124	2,548
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(275)	(275)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,755)	(2,755)	
デリバティブ取引計	(3,031)	(3,031)	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のあ  
る預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価  
値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間(3ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ま  
た、ファクタリングについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された  
価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式  
は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表さ  
れている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、契約期間が3ヵ月以内のものは、短期間で市場金利を反映するため、対象先の信用状態が実行後大  
きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、契約期間が  
3ヵ月を超えるものは、自行保証付私募債の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規取扱いを行っ  
た場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保  
証付私募債については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見  
積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似し  
ており、当該価額をもって時価としております。

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公  
正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が2,548百万円増加、「繰延税金資  
産」が1,031百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,516百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引  
いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、固定約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、金利更改期間が3ヵ月以内の変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。金利更改期間が3ヵ月を超える変動金利によるもの及び固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、固定約定期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	3,911
組合出資金(*3)(*4)	1,561
合計	5,473

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について8百万円減損処理を行っております。

(\*3) 当連結会計年度において、組合出資金について168百万円減損処理を行っております。

(\*4) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	13,624					
コールローン及び買入手形	131,364					
買入金銭債権	8,827		1,273			3,803
有価証券						
満期保有目的の債券	4,028	4,118	10,310	2,727		
うち国債	1,200	1,200	3,000			
うち地方債			5,331	2,667		
うち社債	2,828	2,918	1,979	60		
その他有価証券のうち満期があるもの	66,238	67,727	80,849	80,235	181,535	20,865
うち国債	14,520	10,005	19,500	54,500	95,000	7,000
うち地方債	7,440	20,348	27,797	18,658	72,900	2,900
うち社債	40,105	24,822	25,229	3,259	11,354	10,117
貸出金(*)	712,639	516,255	377,296	241,807	274,330	507,319
合計	936,722	588,100	469,729	324,769	455,865	531,987

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない55,510百万円、期間の定めのないもの29,950百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,042,071	213,168	38,987			
譲渡性預金	13,130					
借入金	9,741	18,249	64	64	97	
社債		18,000				
合計	3,064,943	249,417	39,052	64	97	

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	3,703	3,737	34
地方債	7,987	8,341	354
合計	11,690	12,079	388

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	30,520	29,856	664
債券	380,613	386,617	6,004
国債	161,830	164,843	3,012
地方債	123,281	124,896	1,615
社債	95,500	96,876	1,376
その他	65,265	63,461	1,804
合計	476,400	479,935	3,535

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、896百万円(うち、株式896百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下

発行会社が債務超過

発行会社が2期連続の赤字決算

(追加情報)

その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,312百万円増加、「繰延税金資産」が1,341百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,970百万円増加しております。

なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	8,535
事業債(私募債)	8,535
その他有価証券	5,856
非上場株式	3,920
投資事業組合等	1,197
その他	737

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,805	4,863	57
	地方債	7,989	8,447	457
	社債	1,958	1,972	14
	小計	14,752	15,282	529
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債	4,981	4,953	27
	小計	4,981	4,953	27
合計		19,733	20,236	502

## 2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取得 原価を超える もの	株式	9,376	6,053	3,323
	債券	466,101	452,745	13,356
	国債	209,770	203,612	6,157
	地方債	152,464	147,660	4,803
	社債	103,867	101,471	2,395
	その他	45,589	44,382	1,206
	小計	521,067	503,181	17,886
中間連結貸借対 照表計上額が取得 原価を超えない もの	株式	18,076	24,373	6,297
	債券	15,927	16,006	79
	国債	7,981	8,038	57
	地方債	4,951	4,968	16
	社債	2,994	2,999	4
	その他	20,923	22,271	1,348
	小計	54,927	62,651	7,724
合計		575,995	565,832	10,162

## 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、821百万円(うち、株式821百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下

発行会社が債務超過

発行会社が2期連続の赤字決算

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	4

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	4,805	4,843	38
	地方債	7,988	8,345	356
	社債	2,697	2,711	14
	小計	15,490	15,900	409
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	600	599	1
	地方債			
	社債	5,088	5,046	41
	小計	5,688	5,645	43
合計		21,179	21,546	366



3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	11,984	7,599	4,384
	債券	391,815	385,814	6,000
	国債	169,443	166,733	2,710
	地方債	126,696	124,833	1,863
	社債	95,674	94,248	1,426
	その他	37,957	37,272	684
	小計	441,757	430,687	11,069
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	18,079	22,310	4,230
	債券	67,178	67,408	229
	国債	35,802	35,884	81
	地方債	18,435	18,546	111
	社債	12,940	12,976	36
	その他	21,900	23,265	1,364
	小計	107,158	112,983	5,825
合計		548,915	543,670	5,244

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	5,959	1,776	585
債券	340,728	990	2,017
国債	320,311	299	2,017
地方債	15,357	510	
社債	5,058	180	
その他	13,090	645	153
合計	359,778	3,412	2,756

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含めて開示しております。

6 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,275百万円(うち、株式1,275百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。

ア 期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合

イ 期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合

時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下

発行会社が債務超過

発行会社が2期連続の赤字決算

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,500	

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,535
その他有価証券	3,535
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	1,431
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,103
( )少数株主持分相当額	10
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,092

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,162
その他有価証券	10,162
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	4,068
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,093
( )少数株主持分相当額	10
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	6,082

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,244
その他有価証券	5,244
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	2,077
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,166
( )少数株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,143

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	11,262	126	126
	合計		126	126

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	2,152	16	16
	合計		16	16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引、(4) 債券関連取引、(5) 商品関連取引及び(6) クレジットデリバティブ取引については該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ	15,244	13,477	297	297
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	15,244	13,477	297	297
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			297	297

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	6,493		14	14
	為替予約	4,982	95	24	24
	売建	1,184	48	48	48
	買建	3,797	47	24	24
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			38	38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引、(4) 債券関連取引、(5) 商品関連取引及び(6) クレジットデリバティブ取引については該当事項はありません。



## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	162,290	154,359	3,554
	受取変動・支払固定		162,290	154,359	3,554
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	19,075	16,378	710
	受取変動・支払固定		19,075	16,378	710
	合計				4,265

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引、(3)株式関連取引及び(4)債券関連取引については該当事項はありません。

前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
店頭	売建				
	買建				
	金利スワップ	14,478	12,579	201	201
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	14,478	12,579	201	201
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計			201	201

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	2,837		81	81
	為替予約	1,333	160	6	6
	売建	773	81	18	18
	買建	560	79	11	11
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			74	74

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引、(4) 債券関連取引、(5) 商品関連取引及び(6) クレジットデリバティブ取引については該当事項はありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	189,588	178,608	2,755
	受取変動・支払固定		189,588	178,608	2,755
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	20,728	16,807	540
	受取変動・支払固定		20,728	16,807	540
	合計				3,296

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### 2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引、(3)株式関連取引及び(4)債券関連取引については該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	669百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
その他増減額(は減少)	2百万円
当中間連結会計期間末残高	672百万円

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	38,863	4,341	1,184	44,388		44,388
(2) セグメント間の内部 経常収益	177	192	513	883	(883)	
計	39,041	4,533	1,697	45,272	(883)	44,388
経常費用	36,404	4,549	1,760	42,713	(830)	41,883
経常利益( は経常損失)	2,637	15	62	2,559	(53)	2,505

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益( は経常損失)を記載しております。  
2 各事業の主な内容は次のとおりであります。  
(1) 銀行業務.....銀行業務  
(2) リース業務.....リース業務  
(3) その他.....信用保証業務、クレジットカード業務、金銭の貸付業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、県内経済・産業の調査研究、経営・税務等の相談、ベンチャー企業への投資、経営相談

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	74,712	8,587	2,383	85,683		85,683
(2) セグメント間の内部 経常収益	351	334	1,001	1,687	(1,687)	
計	75,064	8,921	3,384	87,370	(1,687)	85,683
経常費用	68,338	8,579	3,926	80,844	(1,596)	79,248
経常利益( は経常損失)	6,726	341	541	6,525	(91)	6,434

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益( は経常損失)を記載しております。  
2 各事業の主な内容は次のとおりであります。  
(1) 銀行業務.....銀行業務  
(2) リース業務.....リース業務  
(3) その他.....信用保証業務、クレジットカード業務、金銭の貸付業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、県内経済・産業の調査研究、経営・税務等の相談、ベンチャー企業への投資、経営相談  
3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (8) 退職給付引当金の計上基準(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。  
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度のセグメントに与える影響はありません。  
4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。  
これにより、従来の方法に比べ、当連結会計年度の経常費用は「銀行業務」が28百万円減少し、経常利益が同額増加しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び  
前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店がないため、所在地別セグメント情報を記載して  
おりません。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び  
前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。



【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議等においてその業績を評価するため、経営成績を定期的に検討する銀行業セグメント及びリース業セグメントを対象としております。

銀行業セグメントでは、銀行の主要業務である預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、また、リース業セグメントでは、金融関連業務としてのリース業務を行っております。

なお、報告セグメントに含まれていない事業については「その他」に集約し一括して計上しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は経常利益ベースの数値であり、また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	35,683	4,172	39,856	1,156	41,013
セグメント間の内部経常収益	168	135	304	592	896
計	35,852	4,307	40,160	1,749	41,909
セグメント利益又は損失( )	5,645	418	6,064	265	5,799
セグメント資産	3,598,014	23,360	3,621,374	17,720	3,639,094
セグメント負債	3,440,488	20,331	3,460,820	13,551	3,474,372
その他の項目					
減価償却費	1,248	15	1,263	6	1,270
資金運用収益	29,249	1	29,250	171	29,421
資金調達費用	3,515	100	3,616	24	3,640
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,479	45	1,525	6	1,531

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、以下の業務を含んでおります。  
信用保証業務、クレジットカード業務、金銭の貸付業務、コンピュータシステム開発・販売・保守管理業務、県内経済・産業の調査研究、経営・税務等の相談、ベンチャー企業への投資、経営相談

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	金額
報告セグメント計	40,160
「その他」の区分の経常収益	1,749
セグメント間取引消去	896
中間連結損益計算書の経常収益	41,013

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益又は損失	金額
報告セグメント計	6,064
「その他」の区分の損失( )	265
セグメント間取引消去	19
のれんの償却額	9
中間連結損益計算書の経常利益	5,770

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	3,621,374
「その他」の区分の資産	17,720
セグメント間取引消去	25,421
中間連結貸借対照表の資産合計	3,613,673

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	金額
報告セグメント計	3,460,820
「その他」の区分の負債	13,551
セグメント間取引消去	21,859
中間連結貸借対照表の負債合計	3,452,513

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
減価償却費	1,263	6		1,270
資金運用収益	29,250	171	63	29,357
資金調達費用	3,616	24	62	3,578
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,525	6		1,531

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,876	3,888	4,172	7,075	41,013

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	16		16		16

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

報告セグメントに配分されていないのれんの当中間連結会計期間の償却額は9百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は72百万円であります。これは、連結手続上において発生したものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	4,444.97	4,631.27	4,508.54
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	40.35	80.01	104.82
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円			

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	154,206	161,159	156,687
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	3,468	4,115	3,800
(うち少数株主持分)	百万円	3,468	4,115	3,800
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	150,737	157,044	152,887
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	33,911	33,909	33,910

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	1,368	2,712	3,554
普通株主に帰属しない 金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	1,368	2,712	3,554
普通株式の (中間)期中平均株式数	千株	33,912	33,910	33,911

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	23,042	19,812
資金運用収益	14,738	14,406
(うち貸出金利息)	13,011	12,613
(うち有価証券利息配当金)	1,549	1,686
役務取引等収益	2,260	2,248
その他業務収益	2,536	955
その他経常収益	3,506	2,202
経常費用	22,163	17,691
資金調達費用	2,307	1,629
(うち預金利息)	1,650	962
役務取引等費用	994	1,013
その他業務費用	891	835
営業経費	9,423	9,114
その他経常費用	<sup>1</sup> 8,547	<sup>1</sup> 5,098
経常利益	879	2,121
特別利益	274	99
償却債権取立益	272	95
その他の特別利益	2	3
特別損失	3	14
固定資産処分損	3	14
税金等調整前四半期純利益	1,150	2,205
法人税、住民税及び事業税	2,425	961
法人税等調整額	1,668	275
法人税等合計	756	1,237
少数株主損益調整前四半期純利益		968
少数株主利益(又は少数株主損失)	105	191
四半期純利益	499	777

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 その他経常費用には、貸出金償却9百万円、貸倒引当金繰入額5,082百万円、株式等売却損62百万円、株式等償却1,003百万円及びリース原価1,417百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却5百万円、貸倒引当金繰入額2,565百万円、偶発損失引当金繰入額52百万円、その他の債権売却損等321百万円、株式等売却損76百万円、株式等償却210百万円及びリース原価1,396百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	50,475	53,124	47,046
コールローン	171,302	126,923	131,364
買入金銭債権	12,593	12,198	13,887
商品有価証券	401	498	429
金銭の信託	1,501	1,498	1,500
有価証券	1, 7, 13 498,586	1, 7, 13 594,299	1, 7, 13 567,484
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,693,860	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,726,269	2, 3, 4, 5, 6, 8 2,723,348
外国為替	6 3,120	6 1,008	6 2,104
その他資産	7 37,275	7 37,554	7 19,834
有形固定資産	9, 10 34,086	9, 10 33,824	9, 10 33,946
無形固定資産	2,123	2,391	1,873
繰延税金資産	18,451	14,664	18,007
支払承諾見返	13,086	12,088	12,200
貸倒引当金	21,366	18,390	18,811
資産の部合計	3,515,498	3,597,951	3,554,216
<b>負債の部</b>			
預金	3,265,256	3,347,271	3,300,504
譲渡性預金	17,348	13,966	16,130
借入金	11 16,839	11 16,806	11 16,822
外国為替	98	193	172
社債	12 18,000	12 18,000	12 18,000
その他負債	21,449	18,317	24,384
未払法人税等	2,640	1,371	4,966
リース債務	592	474	534
資産除去債務	-	678	-
その他の負債	18,216	15,792	18,883
賞与引当金	1,192	1,205	1,208
退職給付引当金	5,623	5,644	5,654
役員退職慰労引当金	299	252	324
睡眠預金払戻損失引当金	370	308	383
偶発損失引当金	-	980	-
再評価に係る繰延税金負債	9 5,641	9 5,641	9 5,641
支払承諾	13,086	12,088	12,200
負債の部合計	3,365,205	3,440,677	3,401,429
<b>純資産の部</b>			
資本金	45,743	45,743	45,743
資本剰余金	39,438	39,438	39,438
資本準備金	38,351	38,351	38,351
その他資本剰余金	1,087	1,087	1,087
利益剰余金	59,685	63,224	61,201
利益準備金	10,087	10,087	10,087
その他利益剰余金	49,597	53,136	51,113
不動産圧縮積立金	412	403	407
別途積立金	46,560	48,560	46,560
繰越利益剰余金	2,625	4,173	4,146
自己株式	2,047	2,053	2,050
株主資本合計	142,820	146,353	144,333
その他有価証券評価差額金	2,090	6,080	3,139
繰延ヘッジ損益	1,572	2,115	1,639
土地再評価差額金	9 6,955	9 6,955	9 6,955
評価・換算差額等合計	7,472	10,920	8,454
純資産の部合計	150,292	157,274	152,787
負債及び純資産の部合計	3,515,498	3,597,951	3,554,216



(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	39,024	35,840	75,035
資金運用収益	29,801	29,249	59,412
(うち貸出金利息)	26,389	25,302	52,304
(うち有価証券利息配当金)	3,101	3,714	6,523
役務取引等収益	4,169	4,519	8,328
その他業務収益	2,703	1,528	4,543
その他経常収益	2,349	542	2,749
経常費用	36,419	30,220	68,372
資金調達費用	4,515	3,515	8,595
(うち預金利息)	3,329	2,114	6,098
役務取引等費用	2,234	2,306	4,494
その他業務費用	1,299	1,489	3,452
営業経費	<sup>1</sup> 18,828	<sup>1</sup> 18,298	37,025
その他経常費用	<sup>2</sup> 9,541	<sup>2</sup> 4,609	<sup>2</sup> 14,805
経常利益	2,604	5,620	6,662
特別利益	353	797	1,197
特別損失	6	<sup>3</sup> 509	<sup>3</sup> 45
税引前中間純利益	2,951	5,909	7,814
法人税、住民税及び事業税	2,550	1,203	5,026
法人税等調整額	1,199	1,665	1,345
法人税等合計	1,351	2,868	3,680
中間純利益	1,600	3,040	4,133

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	45,743	45,743	45,743
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	45,743	45,743	45,743
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	38,351	38,351	38,351
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,351	38,351	38,351
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	1,087	1,087	1,087
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	-	0
当中間期変動額合計	0	-	0
当中間期末残高	1,087	1,087	1,087
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	39,438	39,438	39,438
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	-	0
当中間期変動額合計	0	-	0
当中間期末残高	39,438	39,438	39,438
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	10,087	10,087	10,087
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	10,087	10,087	10,087
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>不動産圧縮積立金</b>			
前期末残高	416	407	416
当中間期変動額			
不動産圧縮積立金の取崩	4	4	8
当中間期変動額合計	4	4	8
当中間期末残高	412	403	407
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	51,560	46,560	51,560
当中間期変動額			
別途積立金の積立	5,000	2,000	5,000
当中間期変動額合計	5,000	2,000	5,000
当中間期末残高	46,560	48,560	46,560

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	2,961	4,146	2,961
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,600	3,040	4,133
不動産圧縮積立金の取崩	4	4	8
別途積立金の積立	5,000	2,000	5,000
当中間期変動額合計	5,587	27	7,108
当中間期末残高	2,625	4,173	4,146
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	59,102	61,201	59,102
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,600	3,040	4,133
不動産圧縮積立金の取崩	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-
当中間期変動額合計	582	2,022	2,099
当中間期末残高	59,685	63,224	61,201
<b>自己株式</b>			
前期末残高	2,042	2,050	2,042
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	1
当中間期変動額合計	5	2	8
当中間期末残高	2,047	2,053	2,050
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	142,242	144,333	142,242
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,600	3,040	4,133
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	0
当中間期変動額合計	577	2,020	2,090
当中間期末残高	142,820	146,353	144,333

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,991	3,139	3,991
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,081	2,941	7,130
当中間期変動額合計	6,081	2,941	7,130
当中間期末残高	2,090	6,080	3,139
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	1,414	1,639	1,414
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	158	475	225
当中間期変動額合計	158	475	225
当中間期末残高	1,572	2,115	1,639
土地再評価差額金			
前期末残高	6,955	6,955	6,955
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	6,955	6,955	6,955
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	1,548	8,454	1,548
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,923	2,466	6,905
当中間期変動額合計	5,923	2,466	6,905
当中間期末残高	7,472	10,920	8,454
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	143,791	152,787	143,791
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,017	1,017	2,034
中間純利益	1,600	3,040	4,133
自己株式の取得	5	2	9
自己株式の処分	0	-	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,923	2,466	6,905
当中間期変動額合計	6,501	4,486	8,996
当中間期末残高	150,292	157,274	152,787

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 4年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係る 「有形固定資産」中の リース資産は、リース期 間を耐用年数とした定額 法によっております。な お、残存価額については、 リース契約上に残価保証 の取決めがあるものは当 該残価保証額とし、それ 以外のものは零としてお ります。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という。)に 係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は経 営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能 性が大きいと認められる 債務者に係る債権につ いては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める 額を計上しております。 上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づ き計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という。)に 係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は経 営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能 性が大きいと認められる 債務者に係る債権につ いては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める 額を計上しております。 上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づ き計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に係 る債権及びそれと同等の 状況にある債務者(以下 「実質破綻先」という。)に 係る債権については、 以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は経 営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能 性が大きいと認められる 債務者に係る債権につ いては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める 額を計上しております。 上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づ き計上しております。

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,736百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,674百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,333百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残</p>

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当中間会計期間末残高には、執行役員分85百万円が含まれております。</p>	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当中間会計期間末残高には、執行役員分94百万円が含まれております。</p>	<p>存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、退職給付引当金の当事業年度末残高には、執行役員分98百万円が含まれております。(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし利益計上した睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>同左</p>



	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
		<p>(6) 偶発損失引当金</p> <p>偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>将来の信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等に対する引当金は、従来、貸倒引当金として計上しておりましたが、引当率を見積もるための実績データが整備され、より実態に即した将来の支払見込額を把握することが可能となったことから、当中間会計期間から負債の部に「偶発損失引当金」として計上することとしております。これにより、経常利益は52百万円減少し、税引前中間純利益は440百万円増加しております。</p>	
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 主に、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクの回避を目的として、各取引毎のヘッジ対象に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。また、複数のヘッジ対象に対してデリバティブ取引を行う「包括ヘッジ」を実施しております。</p> <p>ヘッジ会計の方法は、貸出金等については繰延ヘッジ処理及び金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>また、当行のリスク管理方針に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかを検証し、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末日において通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等はありません。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は15百万円、税引前中間純利益は484百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は675百万円であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ28百万円増加しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法について)</p> <p>その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が3,312百万円増加、「繰延税金資産」が1,341百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,970百万円増加しております。</p> <p>なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法について)</p> <p>その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が2,098百万円増加、「繰延税金資産」が849百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,248百万円増加しております。</p> <p>なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法について)</p> <p>その他有価証券のうち変動利付国債については、売り手と買い手の希望する価格の差が著しく大きいため、市場価格が公正な評価額を示していないとの判断の下、経営者の合理的な見積りによる価額によって評価しております。</p> <p>これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が2,548百万円増加、「繰延税金資産」が1,031百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,516百万円増加しております。</p> <p>なお、経営者の合理的な見積りによる価額は、国債の利回りから見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主要なファクターであります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1 関係会社の株式及び出資総額4,195百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,808百万円、延滞債権額は43,571百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は253百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,054百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,688百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額4,052百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,700百万円、延滞債権額は46,020百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は29百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,563百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,312百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額4,091百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は12,045百万円、延滞債権額は42,056百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は76百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,807百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,984百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,717百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,633百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,893百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、222,469百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが215,203百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が264,575百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,810百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,908百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,728百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、211,110百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが201,846百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が272,029百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,524百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券98,169百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,784百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、222,233百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが214,649百万円あります。なお、このほかに総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が269,511百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>9 同左</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 9,790百万円</p>
<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 22,613百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 23,771百万円</p>	<p>10 有形固定資産の減価償却累計額 23,206百万円</p>
<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>	<p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。</p>
<p>12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>12 同左</p>	<p>12 同左</p>
<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は8,545百万円であります。</p>	<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,899百万円であります。</p>	<p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,745百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 683百万円 無形固定資産 519百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,445百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額43百万円、株式等売却損153百万円及び株式等償却1,066百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 664百万円 無形固定資産 597百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,903百万円、偶発損失引当金繰入額52百万円、その他の債権売却損等484百万円、株式等売却損90百万円及び株式等償却914百万円を含んでおります。</p> <p>3 当中間会計期間において、当行は埼玉県内の営業用店舗について減損損失を計上しております。</p> <p>この営業用店舗は賃借店舗であり、営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能価額(備忘価額)まで減額し、当該減少額16百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>営業用店舗については継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価及び不動産鑑定評価基準に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額11,109百万円、株式等売却損585百万円及び株式等償却1,451百万円を含んでおります。</p> <p>3 当事業年度において、当行は埼玉県内の営業用店舗について減損損失を計上しております。</p> <p>この営業用店舗は賃借店舗であり、営業キャッシュ・フローの低下により、帳簿価額を回収可能価額(備忘価額)まで減額し、当該減少額12百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>営業用店舗については継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価及び不動産鑑定評価基準に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	541	1	0	543	(注)
合計	541	1	0	543	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	544	1		545	(注)
合計	544	1		545	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	541	3	0	544	(注)
合計	541	3	0	544	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

(借手側)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動預金支払機及び自動車であります。 (イ)無形固定資産 該当事項はありません。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 788百万円 無形固定資産 25百万円 合計 813百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 452百万円 無形固定資産 7百万円 合計 459百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 336百万円 無形固定資産 17百万円 合計 353百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 148百万円 1年超 239百万円 合計 388百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 140百万円 減価償却費相当額 110百万円 支払利息相当額 21百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 572百万円 無形固定資産 25百万円 合計 597百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 369百万円 無形固定資産 12百万円 合計 382百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 202百万円 無形固定資産 12百万円 合計 214百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 122百万円 1年超 117百万円 合計 239百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 78百万円 減価償却費相当額 63百万円 支払利息相当額 9百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 628百万円 無形固定資産 25百万円 合計 653百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 364百万円 無形固定資産 10百万円 合計 375百万円 期末残高相当額 有形固定資産 263百万円 無形固定資産 14百万円 合計 278百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 131百万円 1年超 176百万円 合計 308百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 234百万円 減価償却費相当額 186百万円 支払利息相当額 35百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	3,532
関連会社株式	
組合出資金	520
合計	4,052

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	3,532
関連会社株式	
組合出資金	558
合計	4,091

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	675百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
その他増減額(は減少)	2百万円
当中間会計期間末残高	678百万円

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第88期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,017百万円
1株当たりの中間配当金	30円00銭

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

株式会社武蔵野銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山正明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎裕男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武蔵野銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月19日

株式会社武蔵野銀行  
取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大村 真敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎 裕男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武蔵野銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

株式会社武蔵野銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山正明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎裕男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武蔵野銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月19日

株式会社武蔵野銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大村 真敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩崎 裕男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武蔵野銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。